

あるとはいっても、結果として鮮度志向を助長することになったり、食品の特性からみて厳しい日付管理が行われることになるといった問題を引き起こす要因となっていることも否定できない。

このような状況は、製造段階における深夜・早朝操業による労働条件の悪化、生産の平準化ができないことによる不効率、流通段階における多頻度小口定時配送、流通業者の設定する短い販売期限等を過ぎた製品の処分等、食品の製造、流通に様々な影響を与え、全体として製品コストを上昇させ、最終的には消費者物価を押し上げる要因となるほか、資源の浪費や産業廃棄物処理問題等の環境問題にもつながるものとなっている。

このような問題点については、平成2年7月にまとめられた食品流通問題研究会の報告書においても、既に指摘されているところである。

(3) 海外からの問題提起

国際的な食品の規格・基準としては、FAO及びWHO両機関の下部機構である国際食品規格委員会が作成する国際食品規格があり、この規格の中では日付表示として期限表示が採用されている。海外の多くの国では、この国際食品規格で定める期限表示が食品の日付表示として採用されており、米国、ECからは日本の日付表示もこれによるべきだとの意見が出されている。

国内規格の制定、改正に当たっては、昭和55年に発効したガットの「貿易の技術的障害に関する協定」（スタンダード・コード）により、国際的な規格・基準のあるものはこれを基礎として用いることとされており、また、手続的にはガット事務局を通じガット加盟各國に規格の内容を事前に通報し、了解を得ることとされている。近年、JAS法に基づく品質表示基準の制定、改正に関するこうした手続きの過程で、製造年月日表示に関する部分について、ECから国際食品規格で定める期限表示に合わせるべきだとの強い意見が出されている。

現に、①ショートニング及び精製ラードについての製造年月日表示の義務付けを含む品質表示基準の制定、②調製マーガリン及びファットスプレッドを適用対象に加えるための製造年月日表示の義務付けを含むマーガリンの品質表示基準の改正、③炭酸飲料及び果実飲料について輸入年月日表示の使用

をやめ、製造年月日表示に統一するための品質表示基準の改正、④プレスハム及び混合プレスハムについて製造年月日表示に加え賞味期間表示を義務付けるための品質表示基準の改正について手続が円滑に進まないという問題が生じている。

また、海外の関係者からは、海外では期限表示で食品が流通しているのに対し、日本に輸出する際にだけ製造年月日表示（又は輸入年月日表示）を義務付けられることについて異議が出されている。

こうした状況を背景に、平成4年7月の日米構造問題協議フォローアップ第2回会合において食品の日付表示制度が非関税障壁として取り上げられ、これを受け、市場開放問題苦情処理推進本部（OTTO本部）諮問会議が、平成4年9月以降関係者からのヒアリング等も交えた検討を行い、平成5年4月に「基本的には、製造年月日表示に代えて期限表示を導入することが必要である」とする内容の報告書を提出している。この報告書を受けて、OTTO本部は、平成5年5月に「政府は、報告書を最大限尊重した対応を取ることとする」との対応を決定している。

(4) 日付表示制度見直しの必要性

現行の製造年月日表示を原則とする日付表示制度は、前記1-(1)で述べたように昭和23年に導入され、それ以来今日に至るまで長期間にわたって実施されてきたが、この間における我が国の食品を巡る状況をみると、戦後の「量」の確保が問題であった時代から「質」が重視される時代に移り、現在では、輸入品も含む多種多様な食品がその品質を競いながら豊富に供給され、国民が広くこれを購入、消費している状況にある。

このような中で、前述したような製造、流通技術の進歩等を背景とする食品の供給を巡る諸事情の動向、国民の生活様式の変化等に伴う食品の購入、消費を巡る諸事情の動向、日付表示についての国際的な動向等、最近の日付表示を巡る状況を考慮すると、現行の日付表示制度について現時点で改めて見直しを行い、今後の食品の日付表示制度としてはどのような方が適当であるかについて検討を行う必要がある。

3 今後の日付表示制度のあり方

(1) 日付表示制度見直しに当たっての基本的観点

① 消費者へのより適切な情報提供

食品の日付表示は、消費者の視点からみた場合、食品の品質を判断するのに必要な情報を提供するものであり、製造年月日表示も、一定の範囲内で大きな役割を果たしてきた。

しかし、弁当、惣菜のように日保ちがせず鮮度が重視される食品から、缶詰のように長期にわたり保存が可能な食品に至るまで、多様な食品のすべてについて製造年月日表示の原則を一律に適用することのみでは、消費者に対し食品の品質に関する情報を提供するという観点からは、適切なものとは言い難い。

食品の日付表示は、食品の合理的な選択及び消費を行う上で適切な情報を消費者へ提供することとなるように、食品の製造・流通・消費の実態、消費者の日付表示の利用実態等を踏まえつつ、それぞれの食品についてその特性に応じたものとすることが必要である。

更に、日付表示は、消費者に理解され易い用語や表現方法を用い、また、見易いものとすることにより、消費者への情報提供が円滑かつ的確に行われるようとする必要がある。

② 国際化の現状への対応

食品の日付表示については、前記2-(3)でも述べたとおり、海外の多くの国で国際食品規格で定める期限表示が採用され、日本もこれによることを強く求められている。

現在の国際社会では、基本的には、各国の制度が共通の国際ルールを媒体として密接な関係を持ちつつ存在している状況にあり、国際食品規格も、このような食品に関する国際ルールの1つとして、食品の国際流通に大きく関係するものである。

ガット加盟国としてガット・スタンダード・コードを守る立場にある我が国としては、食品の日付表示についても、可能な限り共通の国際ルールに合わせていくべき重い課題を担っている。

なお、現在、輸入食品の一部について製造年月日表示に代えて輸入年月日表示を行うことが認められているが、これは輸入品について国産品と異なる取扱いをするものであり、また、輸入年月日表示自体については、食品の品質がいつまで保たれるかを知る上で適切なものとは言い難い。

(2) 日付表示制度のあり方

① 期限表示の必要性

前記2-(1)で述べたように、食品の日保ちについての情報は、食品の製造、流通、消費の各面において様々な変化が進む中で、消費者にとってますます必要なものとなっている一方、消費者が製造年月日表示を手掛りにこれまでの知識、経験によってこれを適切に判断することが難しくなってきている。

このような状況においては、食品の日保ちについての情報は、食品の品質がいつまで保たれるかを端的に示す期限表示により提供するのが適切であり、これにより食品の選択や消費において食品の特性に応じた合理的な行動をとりやすくなるものと考えられる。

期限表示は、製造年月日表示と異なり、食品の品質がいつまで保たれるかについて製造業者が積極的に情報を提供するものであるが、食品については品質を最も重視した製造、流通が行われている状況にあり、食品の供給サイドにおいて期限表示に対応した態勢をとっていくことは一般に可能であると考えられる。

更に、期限表示とすることは、食品の日付表示を国際食品規格で定めるものと整合的なものにすべきであるとする国際的な要請に応えるものであるとともに、JAS規格や品質表示基準の制定、改正を円滑に進め、国内の食品表示制度の整備・充実を図っていく上でも必要なことである。

このため、今後の食品の日付表示制度については、原則を製造年月日表示から期限表示へ転換することが適当であると考えられる。

② 製造年月日表示の取扱い等

しかし、現行の製造年月日表示は、長期間にわたって実施され、これまでの消費者の知識、経験の積み重ねと相まって、現在では、食品の日保ち